

発明者各位

共同特許出願に関する各国特許庁からの拒絶理由通知書等に対する対応の見直しについて（お知らせ）

学術研究・産学官連携本部では、共同特許出願（以下、単に「共同出願」という。）について、“オフィスアクション”と呼ばれる各国特許庁からの拒絶理由通知書等に対する対応（以下、「OA 対応」という。）を行う際、サービスとして九州大学所属の代表発明者に OA 対応方針を説明の上で手続きを行ってまいりました。

しかしながら、OA 対応時間の増大に伴い、技術移転活動時間の確保が困難になっている現状を鑑み、下記のとおり共同出願の一部についてのサービスを見直すことといたしました。

学術研究・産学官連携本部では、本学の教育研究活動等の成果を直接的に社会に還元するという使命に則り、技術移転活動へより一層注力してまいります。

発明者の皆様におかれましては、趣旨にご理解賜るとともに、今後とも知的財産活動及び技術移転活動にご協力くださいますよう、何とぞよろしくお願い申し上げます。

記

1. 対象：特許等費用の全額を共同出願相手が負担している共同出願
2. OA 対応サービス：
 - <見直し前>代表発明者に OA 対応方針を説明の上で手続きする
 - <見直し後>代表発明者に OA 対応方針を説明せずに手続きする
(ただし、日本における権利化断念や出願取下・放棄等につきま
しては引き続き代表発明者へ説明を行った上で手続きするよう
にいたします。)
3. 時期：平成30年9月18日以降に接受した OA 対応から。
4. 備考：
上記1の対象であっても、発明者からの要望がある場合は、引き続き代表発明者への説明を継続します。

問い合わせ先

学術研究・産学官連携本部 知的財産グループ

TEL : 092-832-2128 FAX:092-832-2147

E-mail : transfer@airimaq.kyushu-u.ac.jp

以上